かっしか 議会だより

笙1回定例会

为 1 凹处沙云	
2月 18日	本会議(議案の付託等) 予算審査特別委員会
19・23日	常任委員会
24日	議会運営委員会
25・26日	本会議(代表質問・一般質問、議 案の議決等)
3月 2~8·10日	予算審査特別委員会
11~16日	常任委員会
18・23・24日	特別委員会
26日	議会運営委員会
29日	本会議(議案の議決等) 議会運営委員会
31日	本会議(議案の付託・議決) 常任委員会 議会運営委員会

2・3面…代表質問 3・4面…-·般質問 5~7面…予算特集 8面…可決された議案ほか

NO.202 平成22年 4月25日発行 葛飾区議会 FAX 5698-1543 (2010年 8555 葛飾区立石5 **☎**3695 - 1111

満開の桜と総合庁舎

基盤整備を求める意見書を可決 介護保険制度の抜本的な

成22年度予算が成

の代表質問と、10名の議員か 所信表明を受け、5会派から 今回の定例会では、区長の

ら一般質問が行われました。

また、平成22年度葛飾区

議案12件が可決されました。

求める意見書などの議員提出 険制度の抜本的な基盤整備を 長提出議案等34件と、介護保

般会計予算をはじめとする区

可決された意見書

今回の定例会では次の意見書12件を可決し、関係機関に送付 (件名の下の分は意見の分かれた意見書です。 各会派の賛否 しました。 は8面に掲載)

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

要介護認定審査の簡素化をすること④介護報酬 の引き上げを行うこと⑤②在宅介護への支援を強

ジョンと財源確保の展望を示すこと③現金の直接給付だけでなく、 すること④制度設計については、国と地方の役割分担のあり方を明確化すること ジョンと財源確保の展望を示すこと③現金の直接給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備にも配国会及び政府に対し、次の事項を強く求める。①子ども手当は、全額国庫負担とすること②中長期の 護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制すること

小企業対策の充実・強化とさらなる総合経済対策の策定を求

企工緊急相談窓口業務を強化すること③FTA・EPA交渉を迅速に進め企業がグローバル戦略を展開し、新規事業創出を促すこと②緊急保証制度の要件の大幅緩和や小口零細企業保証制度の拡充、倒産 やすい環境を整備すること④為替の安定と適切な資金供給が行えるよう所要 配分と不必要な規制を緩める意見書 の措置を講じること

民権を停止する政治資金規正法改正案の成立を強く求める。 政府に対し、子どもの読書活動を守り育てていくため、子どもの読書活動を推進するための十分な予 国会及び政府に対し、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、 監督責任のある国会議員の

昇を確保するよう強く求める。 **7者の雇用創出などの雇用対策を求める意見書**

の創設を検討すること④政府版中 ②訓練・生活支援給付の恒久化、未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を 期的に開催すること⑥実効性のある労働者派遣法改正案を速やかに成立させること⑦介護、医療、福 環境、新エネルギー、農林水産漁業などの分野への雇用を促進すること⑧労働時間短縮のための労 小企業就活応援ナビの創設を検討すること⑤ワンストップサービスを 図ること③就活応援基金 機会の創出を強化すると

|童虐待を防止するための親権制限を求める意見書

める制度とするなど、より弾力的に親権制限を行使できるものとするよう強く 政府に対し、新たな法整備を行なうに当たって、父母の「親権の一時停止」 員免許更新制度の存続を求める意見書 分 、求める。 や「監護権の停止」を認

「政治とカネ」をめぐる問題の徹底解明を求める意見書

8にも、 教員免許の更新制度を存続することを強く求める。

質の高い教員を確保し、

国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるた

国会及び政府に対し、

小痘、おたふくかぜ等の流行性疾患の予防に関する意見書 分 行うよう強く求める。

年金記録問題について実効性ある対策を求める意見書 **趣に取り組むこと②コンピュータ記録を正確なものにすること③不適正な事務処理等によって記録が変政府に対し、次の事項を強く求める。①日本年金機構においても、厚生労働省と連携して年金記録問** りて、無料化していくこと②ワクチンの安定供給のために手立てを講じること 期予防接種疾患に位置付

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に 向けた取り組みを

として提案するとともに、その採択に向け、 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、平成22年のNPT再検討会議において議題 核保有国を初めとする各国政府に働きかけていくよう強く

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状 (答礼のための自筆のものを除く)を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金(出産・新築等)、贈り

物(お中元・お歳暮等)をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。